

電波法施行規則第二十一条の三第二項の規定に基づく無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 電波法施行規則第二十一条の三第二項の規定に基づく無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法（平成十一年郵政省告示第三百号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1～5 （略）</p> <p>6 5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の2の2に規定する電波の強度の値(以下「基準値」という。)を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数$D(\theta)$が明らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> $S=S_0 \cdot D(\theta) \cdot F$ <p>S_0は、5の項の方法により算出した電力束密度の値とする。</p> <p>注1・注2 （略）</p> <p>注3 <u>超短波放送又はテレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信地上基幹放送を行うものを除く。）</u>の無線設備において素子を2段以上積み重ねた空中線を使用する場合は、俯角45度以上において垂直面の電力指向性係数を0.1として算出してもよい。</p>	<p>1～5 （略）</p> <p>6 5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の2の2に規定する電波の強度の値(以下「基準値」という。)を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数$D(\theta)$が明らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。</p> $S=S_0 \cdot D(\theta) \cdot F$ <p>S_0は、5の項の方法により算出した電力束密度の値とする。</p> <p>注1・注2 （略）</p> <p>注3 <u>超短波放送局及びテレビジョン放送局</u>の無線設備において素子を2段以上積み重ねた空中線を使用する場合は、俯角45度以上において垂直面の電力指向性係数を0.1として算出してもよい。</p>